

福祉保健生活環境委員会 資料

1 付託案件の審査

- | | | |
|-------------|--|---|
| (1) 第109号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 2 |
| (2) 第110号議案 | 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について | 4 |
| (3) 第111号議案 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について . . . | 5 |
| (4) 請 願14 | 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について | 7 |
| (5) 請 願15 | OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について | 8 |

2 諸般の報告

- | | |
|---|---|
| (1) 大分市佐賀関大規模火災に係る被災者支援状況について | 9 |
|---|---|

令和 7 年 1 2 月 8 日
福 祉 保 健 部

第 109 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

令和7年度末をもって指定期間が満了する公の施設の指定管理について、次のとおり指定管理者として指定するもの。

1. 指定管理候補者選定の経過

■公募施設（大分県社会福祉介護研修センター、大分県身体障害者福祉センター）

| 項目 | 年月日 |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| ●第1回選定委員会 (審査基準、スケジュール、募集要項等の検討) | 令和7年7月8日(火) |
| 公募開始(公告) | 令和7年7月16日(水) |
| 公募に関する現地説明会実施 | 参加希望なしのため未実施 |
| 公募に関する質問受付 | 令和7年7月16日(水) ～令和7年8月22日(金) |
| 申請書の受付(各施設1者申請) | 令和7年9月1日(月) ～令和7年9月16日(火) |
| ●第2回選定委員会 (ヒアリング、審査、協議・選定) | 令和7年10月30日(木) |

※●は選定委員会

■任意指定施設（大分県母子・父子福祉センター、大分県聴覚障害者センター）

| 項目 | 年月日 |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 県民からの意見募集 | 令和7年7月16日(水) ～令和7年8月18日(月) |
| ○外部有識者からの意見聴取 (ヒアリング、審査、協議) | 令和7年8月28日(木) |

2. 審査基準

| 審査基準 | 評価項目 |
|--|---|
| 1. 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 | (1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 (2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 |
| 2. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 | (1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果 (2) 利用者満足度を向上させるための具体的手法及び期待される効果 (3) 危機管理体制、安全管理の適切性 |
| 3. 事業計画書の内容が、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 | (1) 施設の管理運営に係る経費の内容 |
| 4. 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 | (1) 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性 (2) 安定的な運営が可能となる人的能力 (3) 安定的な運営が可能となる経済的基盤 (4) 類似施設の運営実績 |

3. 施設名

①大分県社会福祉介護研修センター【公募/指定期間5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日】 (単位：千円)

| 指定管理候補者 | 提案価格 | 債務負担行為額 | 選定委員会における評価 |
|---------------------------------|---------------------|-------------------------------|--|
| 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 会長 佐藤 章 | 873,175 (債務負担同額) | 873,175 (173,535+1,100)*5年 | ・公募に応じたのは当該団体のみであるが、指定管理候補者選定委員会では、当該団体の安定した運営体制や利用者の声に沿ったオンデマンド型の研修の提案などが評価され、施設の管理運営を行う能力が十分にあると認められたことから、指定管理候補者に選定された。 |

②大分県母子・父子福祉センター【任意/指定期間5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日】 (単位：千円)

| 指定管理候補者 | 提案価格 | 債務負担行為額 | 外部有識者からの意見 |
|--|--------------------|--------------------------|--|
| 一般財団法人 大分県ひとり親家庭福祉連合会 理事長 高山 やよみ | 36,025 (債務負担同額) | 36,025 (6,655+550)*5年 | ・当該団体は、各ひとり親家庭支援団体を構成員としており、施設利用者であるひとり親家庭の生活実態等に精通している。 ・相談業務等に対応する優れた人材を有するとともに、無料職業紹介所として登録されており、就職相談も併せたさまざまな相談に対応でき、施設の運営と一体的な推進を図ることが可能である。 |

③大分県聴覚障害者センター【任意/指定期間5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日】 (単位：千円)

| 指定管理候補者 | 提案価格 | 債務負担行為額 | 外部有識者からの意見 |
|----------------------------------|---------------------|----------------------------|--|
| 社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会 理事長 西村 務 | 173,090 (債務負担同額) | 173,090 (34,068+550)*5年 | ・当該団体は、施設利用者である聴覚障がい者やその家族、支援者等を会員としており、聴覚障がい者の生活実態等に精通し、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が期待できる。 ・手話通訳ボランティア団体等と幅広いネットワークを構築しており、関係団体と連携して、手話通訳者・要約筆記者養成事業や生活訓練事業などの実施実績があるため、施設の運営と一体的な推進を図ることが可能である。 |

④大分県身体障害者福祉センター【公募/指定期間5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日】 (単位：千円)

| 指定管理候補者 | 提案価格 | 債務負担行為額 | 選定委員会における評価 |
|---------------------------------|---------------------|----------------------------|---|
| 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 会長 佐藤 章 | 318,385 (債務負担同額) | 318,385 (63,127+550)*5年 | ・公募に応じたのは当該団体のみであるが、指定管理候補者選定委員会では、当該団体の安全対策への取組実績や障がい者に配慮した運営案等が評価され、施設の管理運営を行う能力が十分にあると認められたことから、指定管理候補者に選定された。 |

第110号議案 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 条例の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めたもの

2 法令及び条例の改正内容

児童福祉法の改正により第3回定例会で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等を改正した。今回、幼保連携型認定こども園に関する基準省令においても、虐待等を禁止する規定が示されたため条例を改正する。

(1) 法令の改正

| 改正前 | 改正後 |
|------|---|
| (新設) | <p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】改正：R7.4.25公布・R7.10.1施行</p> <p>第4章 入園児虐待の防止等</p> <p>第27条の2</p> <p>第1項 この章において「入園児虐待」とは、(略)次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。</p> <p>四 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>第2項～第3項 (略)</p> <p>第27条の3～第27条の8 (略)</p> |
| (新設) | <p>【幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準】改正：R7.9.10公布・R7.10.1施行</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |

(2) 条例の改正

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (新設) | <p>第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |
| 第15条 児童福祉施設基準条例第5条、(略)、第11条から第13条まで、(略)の規定は幼保連携型認定こども園について準用する。 | 第15条 児童福祉施設基準条例第5条、(略)、第11条、第13条、(略)の規定は幼保連携型認定こども園について準用する。 |

改正前は、児童福祉施設基準条例第12条で規定する「虐待等の禁止」を引用

3 施行日

公布の日

1 改正条例

児童福祉法(昭和22年法律第164号)や内閣府令の規定に基づき、各施設の設備及び運営基準等を定めたもの。

- ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ③指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ④一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正内容

改正理由ア 児童養護施設の長等の任用資格への「こども家庭ソーシャルワーカー」の追加

(改正対象条例)

- ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 省令改正の内容

内閣府令の改正(令和7年10月23日公布、令和8年3月1日施行)により、児童の健全育成の観点から、高い専門性が求められる児童養護施設の長や児童指導員などの任用資格に、「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」が追加された。

「こども家庭ソーシャルワーカー」とは

令和4年改正児童福祉法において新設された、虐待を受けた児童や養育困難を抱えた家庭に対する専門的な支援を行う資格者

【他資格との比較】

| 内容 | 社会福祉士 | 児童福祉司 | こども家庭ソーシャルワーカー |
|-------|-----------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 資格・身分 | 国家資格 | 一定の要件*を満たす公務員 ※指定施設での実務経験など | 民間資格 (一般財団法人 日本ソーシャルワーカー) |
| 業務 | 福祉全般に関する相談援助 | 虐待を受けたこども等の調査、相談支援 | こどもや家庭に関する全般的な相談支援 |
| 勤務地 | 医療機関、介護施設、 社会福祉施設等 | 児童相談所 | 児童養護施設、一時保護施設 児童福祉施設等 |

(2) 条例改正の内容

条例①及び④において、各職種の任用資格に、「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (児童養護施設の長の資格等) 第63条 第1項 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、(略)児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 第1号 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者 第2号 社会福祉士の資格を有する者 (新設) 第3～4号 (略) | 第63条 第1項 同左 第1号 同左 第2号 同左 第2号の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 第3～4号 (略) |

【追加される9職種】

- 乳児院の長
- 母子生活支援施設の長
- 母子支援員
- 児童養護施設の長
- 児童指導員
- 児童心理治療施設の長
- 児童自立支援施設の長
- 児童自立支援専門員
- 児童生活支援員

改正理由イ 児童福祉施設等における代用可能な健康診断の追加

(改正対象条例)

- ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ③指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(1) 省令改正の内容

児童養護施設や障害児入所施設等は、入所者に対して、入所時の健康診断、年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に準じて実施しなければならないとされているが、児童相談所等や学校における健康診断が行われ、その結果を把握できる場合は省略することができるとされている。

今回、内閣府令の改正(令和7年9月16日公布・施行)により、代用できる健康診断等に、母子保健法の健康診査(1歳6か月児健診や3歳児健診等)を加え、各施設の負担軽減が図られた。

母子保健法
 第12条(義務)：1歳6か月児健診、3歳児健診
 第13条(任意)：3～6か月児健診等

〈児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の場合〉

| 代用できる健康診断等 | 省略できる施設における健康診断 |
|------------------------|---------------------------|
| 児童相談所等における入所前の健康診断 | 入所時の健康診断 |
| 通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |
| 【新】 乳幼児に対する健康診査 | 入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

(2) 条例改正の内容

条例①、②及び③において、健康診断に関する規定を下記のとおり改正する。

〈児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の場合〉

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第16条第2項 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断_____</p> <p>_____が行われた場合であって、当該健康診断_がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断_の結果を把握しなければならない。</p> | <p>第16条第2項 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> |

3 施行日

【改正理由ア】：令和8年3月1日 【改正理由イ】：公布の日

| 請 願 | | | |
|---|--|-----------|---------------------|
| 受 理 番 号 | 1 4 | 受 理 年 月 日 | 令 和 7 年 1 1 月 2 7 日 |
| 件名及び要旨 | 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について | | |
| <p>2025年度の年金額改定は、前年度から1.9%のプラス改定となったが、物価との関係で見れば、実質的に0.8%の減額となっている。</p> <p>近年、消費税や75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料や国民健康保険料といった社会保険料の増加や物価高騰などで、年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしており、この結果、働かざるを得ない高齢者が増加し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっている。</p> <p>高齢者世帯の3分の2は公的年金が家計収入の全てとなっており、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させるだけでなく、地域経済にも大きな影響を及ぼしている。</p> <p>よって、下記事項について、国に意見書を提出していただきたい。</p> <p>1 若者も高齢者も安心して老後を過ごせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。</p> | | | |
| 提出者の住所 及 び 氏 名 | 大分市下郡1602-1 大分県保険医会館2F 大分県労連内 全日本年金者組合大分県本部 委員長 山本 茂 | | |
| 紹介議員氏名 | 猿渡 久子、堤 栄三 | | |
| 付 託 委 員 会 | 福祉保健生活環境委員会 | 結 果 | |
| 備 考 | | | |

| 請 願 | | | |
|-------------------|--|-----------|---------------------|
| 受 理 番 号 | 1 5 | 受 理 年 月 日 | 令 和 7 年 1 1 月 2 8 日 |
| 件名及び要旨 | <p>○ＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について</p> <p>政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして「○ＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込み、2026年度中に実施する方針を示している。</p> <p>○ＴＣ類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化する懸念が指摘されている。また、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねない。</p> <p>多くの市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなどの施策を強めてきたが、助成対象となっていた処方薬が○ＴＣ類似薬の保険適用除外によって市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になる。</p> <p>ついては、医療費削減ありきではなく全ての国民が必要な医療を受けることができるように、○ＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を国に提出していただきたい。</p> | | |
| 提出者の住所 及 び 氏 名 | <p>大分市古ヶ鶴1-4-1 大分県医療生協内 大分県社会保障推進協議会 会長 川野 桂吾</p> | | |
| 紹介議員氏名 | <p>猿渡 久子、堤 栄三</p> | | |
| 付 託 委 員 会 | 福祉保健生活環境委員会 | 結 果 | |
| 備 考 | | | |

大分市佐賀関大規模火災に係る被災者支援状況（福祉保健部）

12月7日時点

1 発災後からこれまでの支援

(1) 災害救助法の適用

・11/18からの適用決定。避難所の設置、炊き出し、医療・福祉サービスの提供等に要する経費は、国と県で負担

(2) 国への緊急要望

・11/27 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）等に、避難者へのタミフルの予防的投与に要する経費や、避難所の設置期間の延長等について、災害救助法の弾力的な運用を要望

(3) 備蓄物資の提供

・11/19～20 毛布(200枚)、段ボールベッド(150個)、パーティション(105組)、アルミマット(62個)を避難所等に提供

(4) 避難所への支援機関（災害派遣チーム等）の派遣

①災害派遣医療チーム（DMAT） 1チーム11人

・11/18～19 発災直後の医療処置が必要な避難者への対応

②医療救護班（JMAT） 延べ18チーム49人

・11/22～ 医療処置が必要な避難者への対応
保健医療福祉関係チームの統括支援

③災害支援ナース 延べ12チーム24人

・11/21、25 感染症拡大防止のための助言、指導
・11/26～12/5 夜間を含めた体調不良者等への対応

④保健師 延べ19チーム33人

・11/19～12/5 市保健所にリエゾンを派遣し、保健活動の助言
・11/27、28 被災近隣住民の戸別訪問による健康確認

⑤災害支援薬剤師 延べ16チーム49人

・11/20～12/5 服薬相談や医薬品の提供

⑥リハビリ支援チーム（JRAT） 延べ18チーム93人

・11/20～ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、フレイル及びエコノミークラス症候群等の予防のため、避難所環境整備や集団体操を実施

⑦臨床検査技師会 延べ 3チーム 8人

・11/26、29、12/3 エコノミークラス症候群のエコー検査

⑧災害歯科支援チーム（JDAT） 延べ 5チーム25人

・11/27～12/4 誤嚥性肺炎予防のための歯科保健指導

⑨災害派遣福祉チーム（DWAT） 延べ19チーム93人

・11/21～ 介護福祉士、ケアマネジャー等による福祉的支援ニーズなどの相談対応、避難所の環境改善への助言の実施

計 延111チーム385人

2 生活再建に向けた支援

12月7日時点

○災害義援金

- ・受付期間：11/20～12/19
- ・取扱金融機関：大分銀行、ゆうちょ銀行
- ・支給方法：大分市を通じて被災者へ支給

| 義援金名称 | 件数 | 金額 |
|-------------------------------|--------|-------------|
| 令和7年11月18日 大分市佐賀関の大規模火災義援金 | 1,181件 | 61,973,090円 |

福祉保健生活環境委員会 資料

| | 頁 |
|--|----|
| 1 合い議案件の審査 | |
| 第105号議案：職員等の旅費に関する条例等の一部改正について（大分県公害紛争処理条例の一部改正） | 2 |
| 2 付託案件の審査 | |
| 第112号議案：食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について | 3 |
| 第113号議案：公の施設の指定管理者の指定（おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場） | 4 |
| 3 諸般の報告 | |
| ① 大分市佐賀関の大規模火災について | 5 |
| ② 第6次おおいた男女共同参画プランの策定について | 6 |
| ③ 第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について | 7 |
| ④ 第5期大分県食育推進計画の策定について | 8 |
| ⑤ 第3次大分県動物愛護管理推進計画の改訂について | 9 |
| ⑥ 第6期大分県地球温暖化対策実行計画の策定について | 10 |
| ⑦ 第6次大分県廃棄物処理計画の策定について | 11 |
| ⑧ 大分県ごみ処理広域化・集約化計画の策定について | 12 |
| ⑨ 第4次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について | 13 |
| ⑩ くじゅう連山の登山道整備等に係るクラウドファンディングの実施について | 14 |

令和7年12月8日
生活環境部

職員等の旅費に関する条例等の一部改正について(大分県公害紛争処理条例の一部改正)

1 職員等の旅費に関する条例改正の背景

国内外の社会情勢の変化や国費の適正な支出等を図るため、国では国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたところであり、本県においても宿泊料金の高騰等の社会情勢の変化や旅行実態に合わせた旅費の支給等を行う必要があるため改正する。

2 職員等の旅費に関する条例改正の内容

| 項目 | 主な改正内容 |
|--------|--|
| その他交通費 | 名称変更(旧車賃)及び乗合用バス等と自家用車の場合の規定を明文化 |
| 宿泊費 | 甲地・乙地の区分による定額支給(旧宿泊料)から、都道府県ごとに設定する宿泊費基準額を上限とする実費支給へ改正 |
| 包括宿泊費 | 移動及び宿泊に対する対価として支払われる費用(いわゆるパック旅行)の支給を規定(新設) |
| 宿泊手当 | 宿泊を伴う旅行に必要な費用に充てるため、一夜当たり2,400円を支給 |
| 旅行雑費 | 通信費等を実勢単価に基づき見直し |

その他:一級の職務にある者、二級の職務にある者について、職員に統一。

4 施行日

令和8年4月1日

3 公害紛争処理条例の改正

(1) 条例の概要

公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項として、公害審査会の設置や組織、審査会の庶務、手続費用、手数料等について定めている。

(2) 改正概要(第6条の改正)

参考人または鑑定人に対し支給する旅費等に係る条文の改正

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| 第1項第一号 公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号。以下「令」という。)第10条の規定により陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、 <u>航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当</u> 、旅行雑費又は鑑定料 | 第1項第一号 公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号。以下「令」という。)第10条の規定により陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、 <u>車賃、宿泊料</u> 、旅行雑費又は鑑定料 |
| 第2項 令第16条の条例で定める参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、 <u>航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当</u> 又は旅行雑費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和26年大分県条例第28号)の規定により <u>県職員</u> が受ける額の同一の額とし、その支給方法は、県職員の旅費の例による。 | 第2項 令第16条の条例で定める参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、 <u>車賃、宿泊料</u> 又は旅行雑費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和26年大分県条例第28号)の規定により <u>二級の職務にある者</u> が受ける額の同一の額とし、その支給方法は、県職員の旅費の例による。 |

食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について

1 条例の概要（条例の位置づけ）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の営業許可施設（飲食店等）について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）（以下、「省令」という。）の基準（施設の構造、設備等）を参酌して、当該施設の基準を定めた条例

2 条例改正の背景及び内容

背景

飲食店営業の施設において、近年のICT技術の進歩等により、従業者が常駐せず飲料の調理等を自動で行う機器（全自動調理機）を導入した営業形態が可能であることを踏まえ、今般省令が改正された。

内容 改正省令を参酌し、県条例を改正する。（主に以下のとおり）

①これまで従業者が行っていた施設の状況把握等について、代替として機器の機能等で補完可能とする基準を新たに規定

・施設全体の衛生状態を確認する監視設備

例 カメラ設備 等

・異常発生時の施設営業者との連絡機能

例 インターホン 等

・全自動調理機の機能

例 異常発生時の停止、外部汚染防止構造、調理後の食品保管設備 等

②従業者が常駐しない場合、基準の省略を可能とする規定を追加

例 従業者の手指消毒設備及び更衣場所、便所 等

従業者が常駐して調理・提供する形態

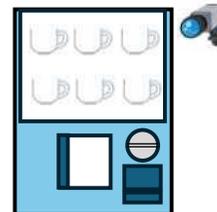


【主な施設要件】

- ・従業者の手指消毒設備の設置
- ・排水設備の設置
- ・便所の設置 等

新

従業者が常駐せず全自動で調理・提供する形態



【主な施設要件 例】

- ・カメラによる常時監視
 - ・温度センサーによる食品管理
 - ・遠隔操作による機器の停止
 - ・インターホンの設置
- ※手指消毒設備や排水設備等は不要

<想定例>

豆から挽くコーヒーや、特に衛生的な管理が必要になる牛乳を混和するカフェラテ等を無人で提供する営業

3 施行日

令和8年4月1日（省令の施行日）

第 113 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（生活環境部関係施設）

議案第 113 号
食品・生活衛生課

令和7年度末をもって指定期間が満了する公の施設の指定管理について、次のとおり指定管理者として指定するもの。

おおいた動物愛護センター（施設概要：ドッグラン、多目的広場）【公募／指定期間5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日】

1. 指定管理候補者選定の経過

| 項目 | 年月日 |
|-------------------------------------|------------------------------|
| ●第1回選定委員会 (審査基準、スケジュール、募集要項等の検討) | 令和7年7月7日(月) |
| 公募開始(公告) | 令和7年7月16日(水) |
| 公募に関する現地説明会実施 | 令和7年7月30日(水) |
| 公募に関する質問受付 | 令和7年8月4日(月) ～令和7年8月15日(金) |
| 申請書の受付(1者) | 令和7年9月1日(月) ～令和7年10月3日(金) |
| ヒアリング実施通知 | 令和7年10月8日(水) |
| ●第2回選定委員会 (ヒアリング、審査、協議・選定) | 令和7年10月17日(金) |

※●は選定委員会

2. 審査基準

| 審査基準 | 評価項目 |
|--|--|
| 1. 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 | (1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 (2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 |
| 2. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 | (1) 利用頭数の向上を図るための具体的な手法及び期待される効果 (2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 |
| 3. 管理の経費の縮減が図られるものであること。 | (1) 施設の管理運営に係る経費の内容 |
| 3. 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 | (1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2) 安定的な管理が可能となる組織体制 (3) 安定的な管理が可能となる経理的基盤 (4) 類似施設の運営実績 (5) 情報保護の取組 |

3. 第2回行財政改革推進委員会での議論について

利用料収入等による独立採算方式を設置当初から採用。県から委託料の支払いはない。
利用規則で休業日として規定されている月曜日と年末年始以外はオープン。平日や猛暑の時間帯も営業しているが、実際の利用は土日祝日に集中しており(利用の約7割を占める)、営業時間と利用実績の乖離が見られる。現在の運営方法では、大幅な収益増が見込めない限り、事業の採算性は極めて低い状況であり、事業継続が困難となるおそれ。利用料金や運営方法の見直しの検討が必要。

4. 指定管理候補者及び選定委員会における評価等

| 指定管理候補者 | 提案価格 | 債務負担行為額 | 選定委員会における評価 |
|--|--------------------------------------|---------|---|
| 株式会社そらまめ 代表取締役 吉田 美香 (参考：現指定管理者) 九州乳業株式会社 | なし ※利用料金を指定管理者の収入として收受させ費用を賄う | なし | 長年にわたり県の動物愛護行政に協力し、動物愛護ボランティアや動物病院とのつながりも有していることから、設置目的に沿った管理運営が可能である点が評価された。また、現状の運営形態では採算性が低いものの、利用実態に応じて営業日や営業時間を柔軟に設定することで人件費の削減を図り、さらに飲食業での経験を活かした自主事業の展開やサービス向上の取組を積極的に計画し、利用者の確保を目指している。 (補足) 令和8年第1回定例会に利用料金見直しにかかる条例改正案議案提出予定 |

大分市佐賀関の大規模火災について

1 火災の概要

- 令和7年11月18日(火)17:43頃火災発生
強風により被害拡大、約1.4km離れた離島つたしま(蔦島)まで延焼
- 消防・消防団による消火活動や、県防災ヘリ、自衛隊ヘリ等による空中消火の実施。
⇒令和7年12月4日(木) 鎮火

2 被害状況

- (1)人的被害 死者1名 軽傷者 1名
- (2)建物被害 187棟焼損(約130世帯)

3 避難者の状況(佐賀関市民センター)

- 54世帯・76名(12月8日7:00時点)
- ※最大避難者数 121世帯・180名(18日23:00時点)



4 主な対応について

- (1)自衛隊災害派遣の要請(11月19日9:00要請)
 - ・19日0:30知事から陸上自衛隊第4師団長へ連絡
 - ・本土、離島合わせて113回空中消火(~26日撤収)
- (2)災害救助法の適用(11月19日適用決定)
 - (国と県で費用負担)
 - ・避難所の設置、炊き出しなどに食料、医療等サービスの提供 など
- (3)被災者生活再建支援法の適用(11月25日適用)
 - (国と県で費用負担)
 - 住宅が全壊等となった世帯に対し最大300万円を支給
- (4)復旧・復興に向けての支援等を国に要望(11月27日)
 - 知事が、高市総理、林総務大臣をはじめとする計6名の大臣、消防庁長官に対して支援を要望。
- (5)災害等廃棄物処理事業費補助金(11月27日適用)
 - 半壊以上の倒壊家屋の処分費用を国と市が負担

○大分県佐賀関被災者生活再建支援本部(11月28日)
本部長:知事 副本部長:副知事 本部員:各部局長

計画の構成

■ 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女の平等を基礎とした男女共同参画社会の実現を図るもの

(2) 計画の性格・位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」に基づく県男女共同参画計画
- ② 「女性活躍推進法」に基づく県推進計画
- ③ 「県男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画計画
- ④ 「県長期総合計画」の部門計画

(3) 計画の期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

■ 1 総論編

第1章 社会情勢の変化

第2章 前計画の評価

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

男女共同参画推進条例第3条各項に規定する6つの基本理念を計画における基本理念とする。

(2) 目指す姿

- ・誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県
- ・あらゆる分野に男女共同参画と女性活躍の視点を取り込み、誰もが仕事と生活の調和を図ることができる大分県
- ・暴力が根絶され、誰もが人権を尊重され尊厳を持って暮らせる大分県

(3) 計画の体系

■ 2 各論編 ※右欄に記載

■ 3 推進体制

■ 4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

■ 5 資料編

策定スケジュール

パブリックコメント実施(12月)

県議会策定議案(2月)

完成公表(3月)

【総合目標】誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる大分県

| 基本目標 | 重点目標 | 主な取組 |
|-------------------|---------------------------------|---|
| I 男女共同参画に向けた意識改革 | 1 男女の平等と人権を守る環境づくり | (1)家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識の解消 (2)様々な困難を抱えた人の人権を尊重する意識の醸成 (3)男女共同参画を担う人材等の育成 |
| | 2 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し | (1)全県的な広がりを持った広報・啓発の一層の充実・強化 (2)家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し (3)男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供 (4)女性の活躍推進を通じた男女共同参画意識の浸透 |
| | 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 | (1)男女平等を推進する教育・学習の充実 (2)多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実 |
| II 女性の活躍の推進 | 1 様々な分野での女性の参画促進 | (1)あらゆる分野における女性の参画拡大 (2)政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (3)雇用者における女性の管理職登用促進 |
| | 2 女性の職業生活における活躍の推進 | (1)本人の希望に応じた多様で柔軟な働き方の実現 (2)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (3)企業における取組の促進 (4)女性の活躍推進に向けた啓発活動 |
| | 3 職業生活と家庭生活との両立の推進 | (1)男性の意識と職場風土の改革 (2)職業生活と家庭生活の両立のための環境整備 |
| | 4 男女が共に支える地域づくりの推進 | (1)地域における男女共同参画の推進 (2)地域における安全・安心の確保 (3)女性や若者等に選ばれる地域づくり |
| III 男女が安心できる生活の確保 | 1 生涯を通じた健康支援 | (1)生涯を通じた男女の健康の増進 (2)女性のライフイベント(妊娠・出産等)に関する健康支援 |
| | 2 DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援 | (1)暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (2)性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策の推進 (3)困難な問題を抱える女性への支援 |
| | 3 暴力の根絶に向けた取組の推進 | (1)暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2)こども、若年層に対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進 |

第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について

諸般の報告③
県民生活・男女共同参画課

I 性格・目的・期間

【性格】

犯罪被害者等基本法第5条及び犯罪被害者等支援条例第10条第1項の規定に基づき、本県の犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの

【目的】

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指す

【期間】

令和8年度～令和12年度



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

II 基本方針

1. 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること
2. 支援が個々の事情に応じて適切に行われること
3. 支援が途切れることなく行われること
4. 支援施策が県民の理解と協力を得ながら展開されること
5. 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されること

IV 今後のスケジュール

| | | | |
|------|----|-------------------|------|
| 令和8年 | 1月 | 支援ネットワーク会議 | 素案協議 |
| | 2月 | パブリックコメント実施 | |
| | 3月 | 第1回定例会常任委員会 公表 | 成案報告 |

III 重点課題及び具体的支援策

【重点課題 第1】

損害回復・経済的支援等への取組

- ・ 損害賠償の請求に関する周知等
- ・ 給付金制度の充実等
- ・ 居住の安定
- ・ 雇用の安定等
- ・ 日常生活の支援

【重点課題 第2】

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・ 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
- ・ 安全確保の充実
- ・ 保護、捜査、公判における配慮の充実等

【重点課題 第3】

刑事手続への関与拡充への取組

- ・ 刑事の手続きに関する情報提供の充実等

【重点課題 第4】

支援等のための体制整備への取組

- ・ 相談及び情報提供の充実強化
- ・ 研修の充実と人材の養成等
- ・ 民間の団体に対する援助

【重点課題 第5】

県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・ 学校における犯罪被害防止教育の推進
- ・ 広報啓発活動の促進

【推進体制】

- ・ 県、県警、教育委員会などの関係機関が相互に連携・協力
- ・ 個別事案に対して、複数の機関・団体でワンストップ支援

第5期大分県食育推進計画の策定について

1 計画の目的・位置づけ

- 【目的】生涯にわたる健全な食生活の実現を目指し、食育に関する施策や取組を総合的に推進すること
 【位置づけ】(1) 食育基本法第17条及び六次産業化・地産地消法第41条に基づく県計画
 (2) 大分県食育推進条例20条に基づく計画
 (3) 大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」の部門計画

2 計画の期間

令和8年度～令和12年度 5年間

3 計画の方向性

・「うまい・楽しい・元気な大分」の実現に向け、引き続き、一人ひとりが「えらぶ・つくる・たべる」力を身に付けられるよう食育を推進していく。
 ・加えて、3つの力を身に付けるために必要な「食に関する正しい知識の理解」を促進していく。

4 今後のスケジュール

令和7年12月 パブリックコメント実施
 令和8年 2月 食育推進会議(成案)
 令和8年 3月 第1回定例会常任委員会報告

第5期大分県食育推進計画の骨子

- 【目指す姿】うまい・楽しい・元気な大分
 【基本目標】・健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり
 ・次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり

| 基本的な視点 | 主要な施策 | 施策の例 |
|-------------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 1 健全な食生活を実践できる県民の育成 (生涯を通じた取組) | (1) <u>生涯を通じた食育の推進</u> | ・食育人材バンク登録人材派遣事業 |
| | (2) <u>食の安全・安心への理解促進</u> | ・食の安全安心スクール |
| 2 魅力ある地域の食文化の次世代への継承と活用 (地域での取組) | (1) 食文化の継承と発展 | ・郷土料理の情報発信 |
| | (2) <u>農林漁業体験等を通じた体験活動の推進</u> | ・搾乳体験やバターづくり体験 |
| | (3) 地産地消の推進 | ・とよの食彩愛用店 |
| | (4) 健康を支える社会環境の整備 | ・食の健康応援団 |
| 3 食を育む環境との共生 (次世代へつなぐ取組) | (1) 環境に配慮した食生活の推進 | ・食品ロス削減 |
| | (2) 環境と調和のとれた農林水産業の推進 | ・有機農業等の推進 |

第3次大分県動物愛護管理推進計画の改訂について

1 改訂の背景・目的

- (1)背景 令和3年度～令和12年度の10年間の計画であり、令和7年度は計画の5年目にあたり、見直しの時期となっている
- (2)目的 人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざす
- (3)位置づけ
 - ①「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づく計画
 - ②国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した計画
 - ③大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の部門計画

2 改訂の概要

動物愛護に関する近年の情勢変化への対応や、「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の目標達成に向け、必要な見直しを行う。

| 基本目標 | 主要な施策内容 | 追加、変更する施策の主な例 |
|---|------------------------|--|
| 1 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、動物の終生飼養に責任をもつ 2 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、他人に被害や迷惑をかけない飼養をする 3 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を育成し、人と動物が共生できる社会の実現を目指す | (1)犬・猫の処分頭数減少への取組 | ①市町村の不妊去勢手術助成事業の促進 ②多頭飼育対策の強化 新 |
| | (2)ボランティアとの連携・支援 | ①ボランティア確保・育成の取組強化 ②クラウドファンディングの実施 新 |
| | (3)ペット防災の推進 | ①ペット同行避難訓練の推進 拡 ②災害時動物ボランティアの育成 拡 |
| | (4)公衆衛生獣医師の確保 新 | ①公衆衛生獣医師の確保 |
| | (5)動物由来感染症対策 新 | ①SFTS(重症熱性血小板減少症候群)対策 |

目標指標 (ビジョン2024の目標指標と同数)

犬猫の殺処分数 196頭(令和12年度)

(参考)

現行目標値 900頭(令和12年度)
実績値 256頭(令和6年度)



3 今後のスケジュール

12月
市町村意見聴取

12月
計画案作成

12月～1月
パブリックコメント

3月
第1回定例会常任委員会 計画報告

3月
公表

第6期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について

1 基本的事項

【目的】

- ・「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた県全体の中期的な温室効果ガスの削減目標を示す
- ・本県の自然的・社会的条件を踏まえた「緩和策」と気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」を明らかにする

【位置づけ】

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく都道府県実行計画
- ・「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」
- ・「第4次大分県環境基本計画」の個別計画

【期間】

- ・2026（令和8）年度から2030（令和12）年度まで

2 主な内容

【目標】

<国の削減目標>

- ・(2013年度比)
- ・国は令和7年2月に地球温暖化対策計画を改定
- ・排出削減と経済成長の同時実現に向け、2050年CNに向けた直線的な経路で2030、2040年度目標を設定

| (国) | 2030年度 | 2040年度 |
|------|--------|----------|
| 全体 | △46% | △73% |
| 産業部門 | △38% | △57~△61% |
| 業務部門 | △51% | △79~△83% |
| 家庭部門 | △66% | △71~△81% |
| 運輸部門 | △35% | △64~△82% |
| その他 | △31% | △55% |

<本県の削減目標> (2013年度比)

- ・県の2030年度目標は現計画の削減目標を維持
- ・2040年目標は、省エネや再エネ導入の努力継続に加え、技術革新と社会実装の進展を期待し、幅をもった目標を設定（最大で国と同水準）

| (大分県) | 2030年度 | 2040年度 |
|-------|--------|----------|
| 全体 | △36% | △54~△67% |
| 産業部門 | △26% | △41~△59% |
| 業務部門 | △51% | △81% |
| 家庭部門 | △66% | △76% |
| 運輸部門 | △35% | △56~△73% |
| その他 | △24% | △46% |

【取組方針】

- 1. 環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組を進める**
 - ・さらなる省エネ等に加え、産業部門における技術革新と社会実装が不可欠
 - ・環境に配慮する企業等が取引や消費行動の中で広く評価される社会づくり
- 2. 地域資源を有効活用し、選ばれる地域になる**
 - ・再生可能エネルギーを防災力の強化やグリーン水素の製造、カーボンクレジットの創出などに役立て、地域に新たな価値を創出
- 3. 新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組を進める**
 - ・サプライチェーン全体で排出量を削減する動きが広がる中、中小企業等が脱炭素の取組を活かし、販路拡大等にチャレンジする動きを後押し

【主な取組等】

- ① 省エネの一層の推進**
 - ・高効率設備の導入や、断熱、遮熱等あらゆる省CO2技術の活用を推進
 - ② 電化・燃料転換の推進**
 - ・水素の製造と利活用や、LNG等の低炭素燃料への転換を推進
 - ③ 再生可能エネルギーの導入拡大**
 - ・太陽光や蓄電池、地熱、バイオマスなど再エネ発電設備の導入を促進
 - ④ 技術革新と環境価値を評価する取組の拡大**
 - ・グリーン事業者認証、J-クレジット創出、サステナブルファイナンス等
 - ⑤ 吸収源対策の推進**
 - ・早生樹の再造林等による吸収源の拡大や森林クレジットの創出
- その他：再エネ促進区域の環境配慮基準設定**
- ・市町村が促進区域を設定する場合に除外すべき区域などを明示

3 今後のスケジュール

R7年12月～R8年1月
パブリックコメント

令和8年3月
第1回定例会常任委員会 計画案報告

令和8年3月末
計画決定・公表

「第6次大分県廃棄物処理計画」の策定について

1 計画の目的及び位置付け

(1) 目的

大分県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
また、国の基本方針で示された、**循環経済への移行、脱炭素化の推進、デジタル技術の活用**も、新たに取り組む。

(2) 位置付け

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく法定計画（国の基本方針に即して定めなければならない。）
- ・「大分県長期総合計画」の部門計画である「大分県環境基本計画」の資源循環の推進と廃棄物対策を行うための個別計画

2 計画の概要

(1) 計画期間 令和8年度～令和12年度(5年間)

(2) 現状

【一般廃棄物】

- ・1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあるが、更に削減させる取組が必要
- ・再生利用量は減少傾向にあり、増加させる取組が必要
- ・最終処分量は減少傾向にあるが、更に削減させる取組が必要

【産業廃棄物】

- ・排出量は増加傾向にあり、削減させる取組が必要
- ・再生利用量は横ばい状態にあり、増加させる取組が必要
- ・最終処分量は横ばい状態にあり、削減させる取組が必要
- ・不法投棄、不適正処理が発生しており、更なる対策が必要

(3) 目標

| 【一般廃棄物】 指標 | 現状 (R5) | 予測 (R12) | 目標値 (R12) |
|-------------------------|------------|-------------|--------------|
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/日・人) | 512.1 | 515.8 | 478.0 以下 |
| 循環利用率(%) | 18.1 | 18.3 | 20.0 以上 |
| 最終処分量(t/年) | 25,450 | 23,587 | 20,300 以下 |

| 【産業廃棄物】 指標 | 現状 (R5) | 予測 (R12) | 目標値 (R12) |
|---------------|------------|-------------|--------------|
| 排出量(千t/年) | 3,116 | 2,970 | 2,880 以下 |
| 循環利用率(%) | 45.6 | 45.5 | 47.0 以上 |
| 最終処分量(t/年) | 79,907 | 73,866 | 60,100 以下 |

(4) 基本方針・施策

- ①資源循環の促進 → プラスチック代替製品の使用促進、適正分別の徹底、動静脈連携体制の構築 等
- ②廃棄物の適正処理の推進 → リチウム電池の適正処理推進、**デジタル技術導入の支援**、監視システムの強化 等
- ③脱炭素化の推進 → 二酸化炭素の削減に資する施設整備の推進・支援の検討 等
- ④災害廃棄物処理体制の構築 → 災害廃棄物処理体制の確保・近隣自治体との連携強化、産廃処理施設の活用 等

3 今後のスケジュール

1月 環境審議会答申

1月～2月パブリックコメント

3月 第1回定例会常任委員会 報告

公表

「大分県ごみ処理広域化・集約化計画」の策定について

1 計画の目的及び位置付け

(1) 目的

人口減少に伴うごみ排出量の減少や、廃棄物処理施設の維持管理費・更新コストの増大などの課題を踏まえ、将来にわたり安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を確保するため、「大分県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定する

(2) 位置付け

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく法定計画（国の基本方針に即して定めなければならない。）
- ・「大分県長期総合計画」の部門計画である「大分県環境基本計画」の個別計画

2 計画の概要

(1) 計画期間 令和8年度～令和32年度（25年間） ※5年ごとに見直し

(2) 広域化ブロックの設定

計画策定にあたっては、市町村の合意が必要となったことから、県と市町村で構成する「ごみ処理広域化・集約化協議会」を設置・議論し、広域化ブロックを見直し

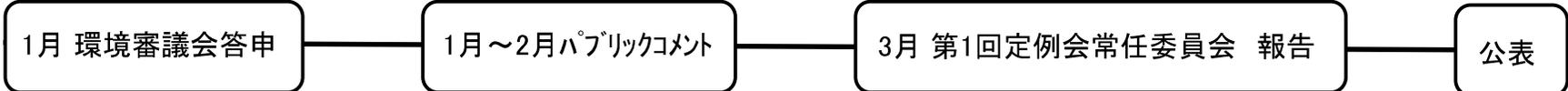
| ブロック名 | 構成市町村名 | 現状 |
|-------|----------------------------|-------------|
| 大分 | 大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市 | 令和9年度に達成見込み |
| 別杵 | 別府市、杵築市、日出町 | 達成済み |
| 県北 | 豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村 | 未達成 |
| 中津 | 中津市、【新】福岡県の近隣自治体 | 未達成 |
| 県南 | 佐伯市 | 達成済み |
| 日田玖珠 | 日田市、九重町、玖珠町 | 未達成 |



(3) 計画の進捗管理

広域化・集約化の達成に向けて、適宜ごみ処理広域化・集約化協議会を開催し、進捗確認や計画のフォローアップを実施
また、計画の見直しの際には、より広域化・集約化を目指し、引き続きごみ処理広域化・集約化協議会で議論していく

3 今後のスケジュール



第4次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定

諸般の報告⑨
循環社会推進課

1 計画の目的及び位置づけ

目的：海岸ごみの現状について理解を深めるとともに、海岸漂着物対策等に、行政をはじめ、県民、関係団体等が連携して総合的な取組を行う。

国 海岸漂着物処理推進法 国の基本方針（第13条）、地域計画（第14条）

きれいな海岸づくり推進計画
(海岸における漂着・漂流ごみ対策)

県 大分県長期総合計画

部門計画

大分県環境基本計画

個別計画

大分県廃棄物処理計画

2 計画の概要 期間：令和8年度～令和12年度 基本理念：「ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、地域と環境が共生するつつしい大分県」

| 基本方針 | 主な取組 | 主な取組の内容 | 基本方針 | 主な取組 | 主な取組の内容 | | | |
|-----------------------------|--------------------|---|---|---------------------|---|--------------------------|----------|---------------|
| I 海岸ごみの円滑な処理の推進 | 1 相談・情報提供体制の整備 | 海岸ごみ相談窓口の整備、県の支援策の周知 | Ⅲ 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり | 1 情報提供・普及啓発・環境教育の推進 | NPO等と連携した普及啓発・環境教育の推進 | | | |
| | 2 海岸ごみ処理対策事業の推進 | 関係機関による海岸漂着物の回収・処理 NPO団体等による海岸漂着物回収・処理活動への支援強化 | | 2 海岸クリーンアップ活動の推進 | 海岸クリーンアップ作戦等の実施 | | | |
| | 3 災害時における迅速な対応 | 災害時における海岸漂着物の早期回収・処理 | IV 地域連携と協働の推進 | 1 関係機関、民間団体との連携の推進 | 大分県流木等処理対策検討会議等による連携の推進 関係自治体との情報交換・相互協力等の推進 | | | |
| II 効果的な発生抑制対策の推進 | 1 組成の調査 | 海岸漂着ごみ組成実態調査の実施 | <table border="1"> <tr> <td>目標</td> <td>海岸清掃参加人数</td> <td>R12目標：19,250人</td> </tr> </table> <p>【参考】 R6実績：17,633人 (第3次計画 R6目標：17,750人)</p> | | | 目標 | 海岸清掃参加人数 | R12目標：19,250人 |
| | 目標 | 海岸清掃参加人数 | | | | R12目標：19,250人 | | |
| | 2 発生源に応じた発生抑制対策の推進 | ごみの不法投棄監視の強化 | | | | 3Rの推進、おおいたグリーン事業者認証制度の活用 | | |
| 漁協と連携した漁業者等への啓発及び漁港パトロールの実施 | | | | | | | | |

3 スケジュール



くじゅう連山登山道整備等に係るクラウドファンディングについて

1. 現状・課題

- ・多くの登山客が訪れるくじゅう連山を始め、くじゅうの自然は県や市町村、地元の保護団体等による保全活動で守られてきた。
広大なくじゅう連山の登山道や自然環境を維持するためには多くの人手と費用が必要
- ・くじゅうの自然を安全で快適に楽しんでいくためには、県内外から訪れる多くの来訪者も含め、皆で守っていくことが大切



⇒くじゅう連山の自然を守るため、「YAMAPふるさと納税」を活用したクラウドファンディングを実施します

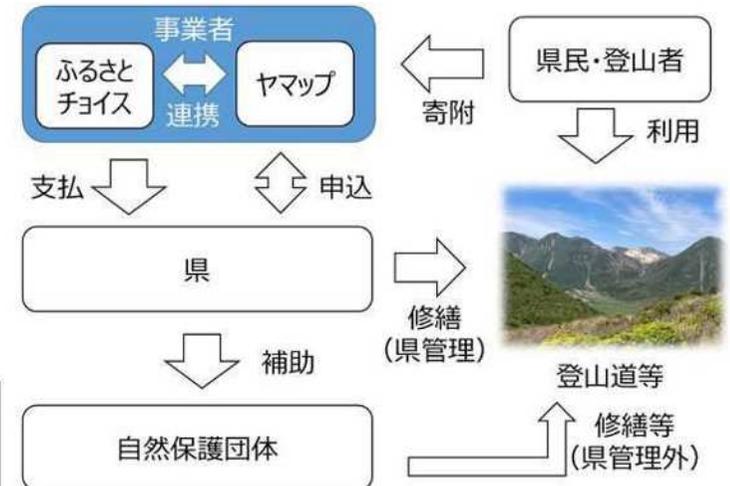
2. クラウドファンディングの概要

- 用途
 - ・ 県が直接整備するくじゅう連山の県管理登山道の修繕等
 - ・ 自然保護団体等が行う登山道補修や植生復元、草原の維持等への支援
- 目標額 **2,000千円**
- 募集期間 令和7年11月18日 ~ 令和8年2月15日 (90日間)
 ※「ふるさととおおいた応援基金」に積み立て後、適宜事業に充当

YAMAPふるさと納税…

登山アプリダウンロード数(500万超)で国内トップシェアを誇るアウトドア関連企業である株式会社ヤマップ(本社:福岡県福岡市)が運営する自然体験や自然環境保全の応援に特化したクラウドファンディング

クラウドファンディングページはこちらから→



【ふるさと納税を活用した事業スキーム】